

多様化する社会において大学の果たす役割を考える —個性を重視した高等教育の実現に向けて—

The role of university in a diversifying society

- Towards the realization of higher education with an emphasis on individuality -

川合 宏之¹

¹流通科学大学商学部

Hiroyuki Kawai¹

¹Faculty of Commerce, University of Marketing and Distribution Sciences

3-1 Gakuen-Nishimachi, Nishi-ku, Kobe, Hyogo, Japan 651-2188

キーワード：多様化，個性の尊重，リメディアル教育，初年次教育，高大接続

Key words : Diversification, Respect for individuality, Remedial education,
First-year education, High school & university connection

抄録

わが国の教育行政は個人の尊厳を尊重するという理念のもと行われている。しかし、少子化・大学生の学力低下・意欲低下という決して明るくない教育の現状があるのも事実である。本稿は、その背景となる事情を明らかにし、高校から大学へ環境が変わることによる学生の学びの危機を問題として提示する。そして、リメディアル教育・初年次教育の視点から先行研究を整理し、まだ検討されていない課題について明らかにするものである。

1. はじめに

「東京藝術大学」と聞いてその名前と存在を知らない者はいない。しかし、「東京藝術大学」についてその内情を詳しく知っている者はおそらく多くはないと考える。二宮敦人『最後の秘境 東京藝大 天才たちのカオスな日常』という書籍がある¹⁾。この「最後の秘境」という言葉に筆者が込めた思いとは何だろうか。教育改革，大学改革，産学連携，学力低下，ゆとり教育という問題について論ずる文献は多いし，文部科学省をはじめ国や地方公共団体は教育・学びとは何かという問題に取り組んできた長い歴史がある。しかし，未だ終わりはなく，これらの議論はつづいている。終着点にあると信じられている理想的な教育のかたちは，どこにあるのか。アメリカの教育行政をモデルとし，それを求める論者もいれば，古来伝統の日本の文化性を強調する者もいる。海も越えない，伝統や歴史にもとらわれない，「最後の秘境」での「天才たちのカオスな日常」の中に理想の教育とは何たるかを知る手がかりはあるのだろうか。さて，とりわけ教育について語る場合，忘れて

はならないのは教育を受ける者の個性を尊重するという原則である。

言うまでもなく，小中高等学校，大学（院）にいたるまで，私立国立問わず教育というものはこの国の制度の一つである。それぞれの教育機関は異なった役割を担っているが，少なからず国との関係を持っている。国公立大学法人はもとより，私立学校においても，私学助成金などの制度が用意されている。よって教育はその種類を問わず，この国の制度であるといえる。制度であるからには，教育行政はこの国の法律にもとづいて行われている。教育という制度の根幹をなしている法律が，教育基本法²⁾である。先の私立学校についても，教育基本法はその第8条で「私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ，国及び地方公共団体は，…助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない」と規定している。教育基本法のもとには，この他に「学校教育法」，「地方教育行政の組織および運営に関する法律」，「教育職員免許法および教育公務員特例法」（教育三法）などが関連法制として用意されている³⁾。これら

の教育基本法関連法制は、いずれも国会で成立した法律であるから、日本国憲法の理念ののっとなっている。そして、日本国憲法がとりわけ大切にしているのが、「個人の尊厳」という概念である^[4]。それは日本国憲法第13条に明確に規定されている。

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由および幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。（日本国憲法第13条）

憲法学では、この最大の尊重を必要とされるという個人の尊厳について、本規定の重要性を以下のように説明する。

（基本的人権の観念は、）個人の人格の価値の尊重をその出発点とする。…すべては個人を人間として尊重し、その自由な人格形成と発展を支えるためのものである。…（野中ほか 2012）^[5]

また、教育基本法には前文があり、日本国憲法の定めるこの趣旨を尊重することを再確認する文言が盛り込まれている。重要と思われる箇所だけ引用する。

我々は、…個人の尊厳を重んじ…、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神ののっとなり…この法律を制定する。（教育基本法前文）

ここまでで明らかになったことは、わが国における教育というものは、個人の尊厳、人格の尊重という崇高な理念のもとに設計されている、ということである。

こうした美しいほどに高らかな理念を確認したところで、わが国における教育に関する現状や社会問題を、全てとはいわないが重要などころだけかいつまんで概観してみようと思う。要するに、ここからは、「分数のできない大学生」^{[6][7]}「大学全入時代」「ゆとり世代」といったフレーズ・キーワードについて考察することになる。以下では、大学生の学力低下や意欲低下といった問題を取り上げる。

次節では、昨今の教育問題に関する一般的認識を平易な言葉で再確認し、問題を共有することか

ら始める。そして、大学生の学力低下と言われるゆえんとなっている高大接続の問題、すなわち高校までの勉強と大学での学びの環境が大きく変化することによる生徒・学生たちが直面する危機に着目する。ここまでで問題意識が一層明らかになると思われるので、本論以降では、近年言われているリメディアル教育とか、初年次教育というテーマを用いて今後の教育の理想的なあり方を検討する。リメディアル教育、初年次教育という言葉の意味については議論のあるところではあるが、現時点では、リメディアル教育とは中高で学習・達成してきたはずの基礎的学力に達していない学生に対する補習的教育を、初年次教育とはアカデミック・ライティングや論文レポート作成方法、図書館やデータベースの使い方、引用や剽窃など著作権の知識など、積極的な大学教育への橋渡しを行う内容の教育だと把握しておいて差し支えない。

すでに、リメディアル教育や初年次教育については多くの研究が行われている。そのほとんどは、学生の学力やアカデミック・リテラシーが足りていないところを底上げするということをゴールとして、それぞれの大学で行われているこれらの教育の現状を調査したものであったり、e-Learningシステムとか能動的学習、ピアサポートといった先駆的方法による学習効果の実証研究について報告した文献である。ところが、真の意味で人の個性に着目し、その人の持つ才能を発見し、磨き上げるといった意味での教育論について取り上げたものは少ない。これが本稿の新規的意義である。そして、多様化する学生像には、特別支援教育が必要であったり、また、診断や治療を受けているわけではなくとも学習障害（LD）や注意欠陥・多動性障害（ADHD）、アスペルガー症候群などといった広汎性発達障害の傾向を持つ者も含まれておくべきであると考え。これらの者が持つ社会的特性に配慮せず、大学に來れなくなり、大学からドロップアウトしていく学生を「自滅型」などと分類し片付けるようなことが許される時代はもはや終わりを告げたと言える。むしろ、こうした特性をもつ学生こそ、その個性を尊重されるべき必要性・緊急性がもっとも高いグループであると筆者は考える。

2. （先行研究のまとめ①）わが国における教育小史

大学生の学力や学習意欲に対する危機意識が高まったこと背景として、杉谷 (2013) の分析によると、

第一に、高校の教育課程が多様化してきた。1960年代、1970年代に比べ、高校の卒業要件単位数、必修教科・科目単位数は徐々に減少し、2003年以降は卒業要件74単位のうち、必修は31単位(41.9%)となった。大学入学までに共通して履修する部分が減少し、学校の裁量や生徒の選択の幅が拡大したことで、大学入学者の履修歴が多様化してきたのである。

第二に、大学入試も多様化してきた。近年の少子化の影響によって、入学者確保のために、学力不問といわれる推薦入試・AO入試は増大する一方であり、一般入試においても試験強化・科目数の減少など、受験の軽量化が図られてきた。2012年度は前年度より若干低下したものの、全大学入学者に対して、推薦入試の入学者は34.8%、AO入試の入学者は8.5%を占め、基礎学力の確保が心配されている。

第三に、1990年代以降、少子化の影響によって、受験競争事自体が緩和してきた。1990年から2012年にかけては、大学・短大入学志願率はあまり大きく伸びなかったにも関わらず、大学・短大進学率は36.3%から56.2%へと上昇した。この結果、大学・短大収容力(入学者数÷入学志願者数)62.7%から92.4%と大幅に増大し、選ばなければ大学に入学できる「大学全入時代」が到来したのである

とよくまとめられている^[8]。

また、高校・大学の学習の環境のギャップ(以下、高大接続という用語を用いる)に関して、「初年次教育」「一年次教育」「導入教育」といった大学1年次の学生に対する教育プログラムを指す用語が用いられるようになったのは、1991年の大学設置基準の大綱化を契機として^[9]、「多くの大学で教養部が廃止されるようになったことで、「教養部」ではなく、「学部」が一年次からの教育に責任を持つようになった」^[10]ことが背景にあるとされている。

大学設置基準の大綱化とは、平成3年2月文部省大学審議会にて提言された答申の内容に含まれるものであり、高等教育が「研究指向のもの、教育に力点を置くもの、さらには、地域における生

涯学習に力を注ぐといった」ように、「高等教育の個性化・多様化を促進するため」に大学設置基準等の簡素化を含む見直しを検討したものであり、同年6~7月に施行されたものである^[11]。

これにより事実上の規制緩和となった背景より、1990年代前半では30~40%であった大学進学率が2007年には53.7%と、高校卒業者のほぼ半数が大学に進学するという時代が訪れたということである。この、高等教育への進学率が50%を超えるという事態を指して、マーチン・トロウが「大衆化」と呼ぶ、高等教育の構造変化を余儀なくされることとなったと言われる。

トロウの理論的分析の概要と、その理論的基盤がすでにアメリカで日本より約30年早く与えられていたというこの二点について、参考として補足的に説明が必要だと考えたため下に引用する。

...トロウ (Trow, 1973=1976) は、高等教育の発展段階を①エリート段階(高等教育進学率15%未満)、②マス段階(高等教育進学率15%以上50%未満)、③ユニバーサル段階(高等教育進学率50%以上)に分けた。そして、エリート段階では、高等教育は「少数者の特権」だが、マス段階では「相対的対数者の権利」となり、ユニバーサル段階に至ると「万人の義務」となると論じた。この議論が日本に紹介された当時(1976年)、アメリカの高等教育は「ユニバーサル段階」にすでに到達していたが、日本はまだ「マス段階」にあった。...

トロウによれば、この高等教育の量的拡大(進学率の上昇)は、その質的転換を伴う、という。...マス段階からユニバーサル段階に移行するに連れ、①高等教育の目的は「知識・技能の伝達」から「新しい広い経験の提供」に変わり、②その主要な機能は「専門分化したエリート養成と社会の指導者層の育成」から「産業社会に貢献しうる全国民の育成」に移行し、③入学する学生の多様化によって、構造化された教育課程が弾力化して非構造的なカリキュラムに変わり、段階的学習方式を維持できなくなるという。そして、学生の選抜原理も、マス段階ではある程度、一次元的な能力主義的な選抜と教育機会の個人の均等化原理であったが、ユニバーサル段階ではあらゆる階層の教育保障をするために多様な選抜原理をとらざるをえなくなる、という^[12]。

こうした進学者の多様化に対し、確かに高大接

続のギャップが生まれ、後に取り上げるリメディアル教育とか、初年次教育が必要とされるようになったことは納得できると思うが、それ以外の方策がなかったわけでもない。それは、「大学側が「アドミッション・ポリシー」(入学受け入れ方針)を定め、公開し、受験者が大学を選ぶための情報の一つとして提供している」ことであり、「このような情報を大学が発信することは、単に学力試験で入学者を選抜するだけではなく、大学における学習の準備として、高校までに何を習得しておくべきかを伝え、大学が望む人材をより多く集めることを目指している」というものである^[13]。

こうしたアドミッション・ポリシーは公開されているため、各大学のウェブサイトを訪ねれば、どのような学生が求められているのか、頻出するワードはいったいどのようなものであろうか、興味深いことではあるがここでは深く立ち入らない。

問題は、こうしたアドミッション・ポリシーや推薦入試・AO入試の導入による多様化した選抜規程を設けたとしても、大学で居場所を失ってしまう学生がなお存在することであると考える。次節では、こうした学生に対する福祉的な介入としてのリメディアル教育と初年次教育について論ずる。

3. (先行研究のまとめ②) リメディアル教育と初年次教育

本稿冒頭にて「リメディアル教育とは中高で学習・達成してきたはずの基礎的学力に達していない学生に対する補習的教育を、初年次教育とはアカデミック・ライティングや論文レポート作成方法、図書館やデータベースの使い方、引用や剽窃など著作権の知識など、積極的な大学教育への橋渡しを行う内容の教育だ」と述べたが、その語義には若干の混乱が見られる。それは下記のような歴史的事情が関係している。

谷川ら^[14]によると、もともとリメディアル教育という言葉が先行して用いられ、「正規の大学の学習についていけない学生達の学力向上のための教育」として高校までの物理・化学・数学・基礎英語などの科目を指すもので、現在の我々の共通認識としてのリメディアル教育の語義そのものであったという。しかし、それが次第に「文献の読み方」「議論の方法」「レポートの作成法」「図書館の利用法」などを含む、広い意味で高校から大学への橋渡し教育全般を含むようになり、むしろ

2000年前後まではこの用法がふつうだったという。そこに、中央審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」(2008)以降、「初年次教育」という概念が定着したため、リメディアル教育は再び当初の補習・補完的意味合いの再教育という語義に立ち戻った、というものである。

しかし、もとより学びの内容はレベルはどうあれ様々であるから、こちらはリメディアル教育、あちらは初年次教育に含まれるなどといった線引きは不可能であると考え、そもそもそうした区別をすること自体実益があるかあやしい。

以降本節では、リメディアル/初年次教育がどのような展開を迎えているかを概観する。ただしこうしたテーマで教育界の現状を仔細に検討した文献は多いアクティブラーニング^[15]、e-Learning^[16]、Problem Based Learning^[17]、意思決定・自己認識・自尊心・共感などのライフスキルをエンドポイントとした教材開発^[18]、ゼミ型・ポスターセッションを含む初年次教育の紹介^[19]、ポートフォリオ型式の導入^[20]、大学院進学者のための語学補習^[21]、インタラクティブなコミュニケーションを可能とするICT(情報通信技術)活用事例^[22]など興味深い。

4. 結論と考察：教員・教育組織改革

前節では、主に不足している学力を補完する意味でのリメディアル教育に重点をおきながら、それがさまざまなIT技術や教育理論を取り入れて発展している様子を見てきた。

たしかに、e-LearningシステムやSNS、ICT(クリック・アンサーシステムなど)を用いることによって、対面式授業や講義形式での学習を苦手とする学生に支援の手を差し伸べることはできるし、学生に提供できる学びの機会の選択肢を多くするという意味では、とても期待が持てる展望になってきていると言える。

しかし、それでもやはり、大学へ来れなくなり孤立してしまう学生は、大学が自由な社会空間だからこそゼロにはならないと考える。例えば、こうした学生は、社交不安障害などコミュニケーションに困難を感じている場合が考えられるし、あるいは広場恐怖で大講義室に入ることに不安を感じているといったことも考えられる。何もこうした学生が総じて精神科医療・治療の適応となることを主張したいわけではない。例えば、教員との

コミュニケーションが難しければ、上級生、ティーチング・アシスタントの大学院生など他の指導者を紹介する試みを行っているか。あるいは、同級生とであれば打ち解けて話をすることができるのであれば、空き講義室の自習用の開放など、人以外に場所的資源の利用を考慮する余地はないのか。いわゆる大学へ来なくなってしまう学生に対し、出席を強制にすること以外にどのような支援の方法が考えられるか。

本稿でまとめた先行研究では、新しい技術や教育理論などを駆使し、効果的教育の実現をめざした実益ある知見が多く得られた。とは言え、ほんの小さな教員の配慮で解決できるような問題は依然として残りうること、あるいはひとりの教員では不可能で、大学等全体の動きが必要とされるケースも考えられる。

いずれにしても、大学は教員の集まりにほかならないのであり、教員一人ひとりの職能養成や、教員をサポートする環境づくりなどについてなど、今日のリメディアル教育に関する論考ではまだ取り上げられていない課題が存在することがわかり、今後の研究の蓄積と実践が期待されると考えられた。

大学生の意欲低下、やる気低下などと言われて久しい。だが、どのような学生であれ、たとえ第一志望の大学ではなかったとしても、将来が漠然としているとしても、新しい環境・新しい世界になんの期待も抱かないわけがない、と考えるのはおかしいことだろうか。すべての大学が東京藝術大学のように常に新たな創作意欲に燃えさかっている必要があるとまでは思わないが、高校を出たばかりの学生をいきなり混乱と絶望の淵に落とすままにすることは、避けなければならない。

引用文献

- [1] 二宮敦人『最後の秘境 東京藝大 天才たちのカオスな日常』新潮社、2016。
- [2] 教育基本法 平成 18 年 法律第 120 号
- [3] 文部科学省「教育三法の改正について」
(http://www.mext.go.jp/a_menu/kaisei/07101705/001.pdf, 最終アクセス 2016 年 12 月 14 日)
- [4] 文部科学省「日本国憲法 (条文抜粋): 教育基本法資料室へようこそ!」
(http://www.mext.go.jp/b_menu/kihon/about/a002.htm, 最終アクセス 2016 年 12 月 14 日)
- [5] 野中俊彦ほか著『憲法 I 第 5 版』有斐閣、2012、262 頁
- [6] 岡部恒治ほか編『分数が出来ない大学生: 21 世紀の日本が危ない』東洋経済新報社、1999。
- [7] 中山和彦. (1999). 分数, 四則計算のできない大学生. ECO News : 21 世紀教育研究所, 62. p1.
(<http://www.eri21.or.jp/econews/eco62.pdf>, 最終アクセス 2016 年 12 月 14 日)
- [8] 杉谷祐美子. (2013). 初年次教育の実践内容の類型化からみえるリメディアル教育 (< 特集> 総括 「リメディアル教育」 の定義: Developmental Education への移行に向けて). リメディアル教育研究, 8(1), 49-54.
- [9] 細川和仁. (2008). 初年次教育における学習ピアサポート活動. 秋田大学教養基礎教育研究年報, 10, 1-9.
- [10] 石倉健二, 高島恭子, 原田奈津子, 山岸利次. (2008). ユニバーサル段階の大学における初年次教育の現状と課題. 長崎国際大学論叢, 8, 167-177.
- [11] 文部省「大学設置基準等の大綱化と自己評価」『わが国の文教施策 (平成 3 年度)』
(http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpad199101/hpad199101_2_150.html, 最終アクセス 2016 年 12 月 14 日)
- [12] 片瀬一男. (2007). ユニバーサル化した大学における教員の苦悩—東北学院大学の教員意識調査から (大学教育への取り組みに関する調査 (2006 年 11 月実施)). 東北学院大学教育研究所報告集, 7, 5-40.
- [13] 前掲[9] p1.
- [14] 谷川裕稔, 長尾佳代子. (2013). 再考: 「リメディアル教育」 概念 (< 特集> 総括 「リメディアル教育」 の定義: Developmental Education への移行に向けて). リメディアル教育研究, 8(1), 43-48.
- [15] 岩井洋. (2006). 初年次教育におけるアクティブラーニングの可能性 (< 特集 1> 初年度教育の実践と課題, 第一回大会特集). リメディアル教育研究, 1(1), 22-28.
- [16] 川西雪也, 新井野洋一, 湯川治敏, 小松川浩. (2008). e-Learning を活用した入学前教育に関する実証研究. メディア教育研究, 5(1), 87-95.
- [17] 中山留美子. (2013). アクティブ・ラーナーを育てる能動的学修の推進における PBL 教育の意義と導入の工夫. 21 世紀教育フォーラム, 8,

- 13-21.
- [18]皆川興栄, 阿部一佳, 早川武彦, 長谷川博幸, 木村光太郎, & 真下英二. (2009). 初年次教育におけるライフスキルトレーニング・プログラムの開発 (第 1 報) 自己認識, セルフエスティーム, 共感性, クリティカル思考, 意志決定, 効果的コミュニケーションの授業案と教材について. 尚美学園大学総合政策研究紀要, 18, 165-198.
- [19]石井美紀代, 鹿嶋聡子, 布花原明子, 前田由紀子, 唐崎愛子, 高橋甲枝, 小野正子, 石田佳奈子, 鹿毛美香, 浅野嘉延. (2012). 初年次教育における問題解決型学習の効果. 西南女学院大学紀要, 16, 25-34.
- [20]佐藤敏子. (2005). リメディアル教育の実践: ポートフォリオ学習の有効性. 研究紀要, 11, 11-23.
- [21]加澤恒雄. (1997). 大学における"リメディアル教育" 論: 高校・大学のアーティキュレーションの問題. 放送教育開発センター研究紀要, 14, 81-92.
- [22]小野博. (2008). 内外のリメディアル教育における ICT の活用の現状と展望. メディア教育研究, 5(1). 1-10.

Abstract

The educational administration in Japan is carried out under the principle of respecting the dignity of individual. However, it is also true that there is a current situation of being unpleasant in education due to decline in birthrate and decline in academic standards and motivation of university students. This paper is to clarify the circumstances of the background and to raise a problem of the crisis of learning of students due to the fact that the environment is changed to a university from a high school. Then, this paper is to organize the previous researches from the point of view of remedial education and first-year education and to clarify the issues that have not yet been studied.

(受付日 : 2017 年 1 月 4 日, 受理日 : 2017 年 1 月 19 日)

川合 宏之 (かわい ひろゆき)

現職 : 流通科学大学 商学部 経営学科 講師